

高第902号  
障第1050号  
令和4年11月22日

県内（岐阜市を除く）

高齢者・障がい者施設 管理者 様  
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

感染（疑い）が発生した高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所への  
抗原定性検査キットの提供について（通知）

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、高い水準で新規感染者数が増加しており、人の集まる機会が増加する年末年始を迎えるにあたり、再び大規模な感染拡大が危惧される状況となっております。ハイリスク者が利用される高齢者施設等においても多数のクラスターが発生しているところであり、各施設・事業所におかれては、引き続き感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。

県ではこれまで、感染予防対策のひとつとして、職員が施設・事業所内に感染を持ち込むことを防ぐための予防的検査を実施してきたところですが、このたび、これに加えて、施設・事業所内で感染が発生した場合にも安定した事業継続を図ることができるよう、感染者が発生し検査キットが不足している施設・事業所に対して、在庫の範囲内で下記により必要な検査キットを提供することといたしました。

施設・事業所内での感染発生時の拡大防止策、より安全にサービス提供を継続するための対策のひとつとして、必要な場合に、ご活用いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 検査キットの提供方法等について

感染（疑いを含む）の発生について、県（岐阜地域福祉事務所又は県事務所）に対して報告をしている高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等（岐阜市内に所在する施設・事業所を除く）を対象として、事案の内容に応じて、在庫の範囲内で検査キットを提供いたします。

詳細は別紙のとおりです。

提供を希望される場合は、準備の都合上、県（岐阜地域福祉事務所・県事務所）へ電話で先ずご相談ください。

### 2 留意事項

#### (1) 検査キットの使用管理の徹底

- ・検査キット引き渡し時に「【集中的検査】キット提供希望兼受取書」を提出いただき、施設・事業所の責任で適切に使用・在庫管理を行ってください。
- ・使用週ごとに確実に「【集中的検査】キット使用実績（毎週報告書）」を提出してください。

#### (2) 検査時の注意事項

- ・本検査は、施設の管理下で、被検者が検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取して実施してください。検体を自己採取できない方については、医師又は医師の指示を受けた看護師等が採取

を行う必要がありますので、ご注意ください。

- ・必ず事前に検査キット添付の説明書を読んで、決められた手順と判定時間を守って使用してください。

### (3) 検査キットの判定結果が「陽性」となった場合

※別添資料「検査キットで陽性判定となった場合の対応」参照

- ・医療機関を受診し、確定診断を受けてください。  
※医療機関受診時の初診料等にかかる自己負担は通常通り発生いたします。
- ・県内在住の65歳未満の方で重症化リスクの低い方は、「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」への登録により、外来受診を経ず、自宅等で療養することができます。
- ・医療機関または岐阜県陽性者健康フォローアップセンターで陽性の確定診断を受けた場合は、県（岐阜地域福祉事務所・県事務所）および保健所に対し、施設・事業所における感染者発生を速やかに行ってください。

### 3 平時および感染発生初動時の感染防止対策の確認・徹底について

- ・感染発生初動時の対応の遅れにより、大規模なクラスターに発展する事例が多く発生しています。以下の通知等により、平時および感染発生時における感染拡大防止のためのチェックリストを今一度ご確認いただき、平時における基本的感染予防対策・感染発生時への備えと、感染発生時における迅速な初動対応を改めて徹底していただきますようお願いいたします。
- ・「高齢者・障がい者施設での感染防止対策の初動対応等の徹底について」  
(令和4年6月1日付け岐阜県健康福祉部高齢福祉課長・障害福祉課長通知)
- ・感染対策の基本的な知識・技術について、過去に実施した研修会の動画・資料  
URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>  
(岐阜県ホームページトップ > 組織でさがす > 高齢福祉課 > 【動画視聴】施設新型コロナウイルス感染症対策研修)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課 高齢者・障がい者施設社会的検査チーム	
電話番号	代表：058-272-1111 内線：4042～4045
FAX番号	058-272-8380
メールアドレス	yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp

## 感染（疑い）発生時の高齢者・障がい者施設への 抗原検査キット提供について

### 1 提供対象となる状況

- ・ 感染（疑い）の発生について、県（岐阜地域福祉事務所、県事務所）へ報告をしている施設・事業所で、以下のいずれかに該当する場合は、提供対象とします。（原則）

※ただし、岐阜市内の施設・事業所は除きます

- (1) 施設内療養者が発生しており、抗原検査キットが不足している入所施設
- (2) 施設の職員又は利用者に感染が発生し、感染拡大を防止しながらサービス提供を継続するあたり、抗原検査キットが不足している施設・事業所

<対象種別> ※予防的検査と同様

#### 【高齢者施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

#### 【障がい者施設】

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、福祉ホーム

#### 【介護保険サービス事業所】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）

※介護予防サービスを含みます

#### 【障害福祉サービス事業所】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、地域活動支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

## 2 提供数

- ・施設の規模（職員数、定員数等）に応じて、一度に10個から100個程度の範囲内で提供します。
- ・施設内療養またはクラスターが継続している期間中は、「【集中的検査】キット使用実績報告（毎週報告書）」で使用状況を報告していただくことで、必要に応じて追加提供させていただきます。ただし、在庫状況により希望数を提供できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・なお、提供するキットは、窓口でのお渡しのみとさせていただきます。（郵送での対応はできませんのでご了承ください。）

## 3 検査対象者

- ・感染リスクの生じた職員および利用者
  - ※検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取できない方の検査を行う場合は、医療従事者（医師、医師からの指示を受けた看護師等）が検体採取を行う必要がありますのでご注意ください。

## 4 検査キットを受け取るにあたって

- ・以下の内容を十分理解した上で、岐阜地域福祉事務所・県事務所担当課に連絡するとともに、窓口で「【集中的検査】キット提供希望 兼 受取書」を提出し、検査キットを受け取ってください。
  - ・施設・事業所内で感染者が発生し検査を行いたいものの、施設・事業所内に在庫が無い（少ない）ため、抗原定性検査キットの提供を希望すること
  - ・将来的な検査のための提供希望（備蓄等）ではなく、すぐにも検査を行う必要があるための抗原定性検査キットの受け取りであること
  - ・受け取った抗原定性検査キットを他に譲渡することなく、また、提供を受けた施設・事業所の職員や利用者以外の検査に使用しないこと
  - ・検査する職員や利用者に対し、検査を行うことや検査結果を県へ提供することについて、あらかじめ（遅くとも検査前まで）同意を得ること
  - ・【再掲】検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取できない方への検査は、医療従事者（医師、医師からの指示を受けた看護師等）によって行うこと
  - ・毎週必ず使用状況を「【集中的検査】キット使用実績（毎週報告書）」に取りまとめて、翌月曜日に提出すること
    - ☞毎週（土）～（金）までの使用実績を、翌月曜日までに報告
- ・※使用実績の報告が無い場合は、追加提供をお断りする場合があります。

## 5 検査キットで陽性が確認された場合

### ☆別添資料「検査キットで陽性判定となった場合の対応」参照

- ・医療機関を受診し、確定診断を受けてください。  
※医療機関受診時の初診料等に係る自己負担は通常通り発生いたします。
- ・県内在住の65歳未満で重症化リスクの低い方は「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」に陽性者登録をされることで、外来受診を経ず、自宅等で療養することもできます。
- ・医療機関または岐阜県陽性者健康フォローアップセンターで、陽性の確定診断を受けた場合は、県（岐阜地域福祉事務所・県事務所）および保健所に対して、速やかに施設事業所における感染発生の報告をしてください。

## 6 その他

- ・抗原定性検査キットを受け取りにお越しいただく際は、袋等をご持参ください。  
☞1キットの大きさ：14 cm×7 cm×3 cm（個包装）

岐阜県健康福祉部社会的検査チーム

TEL：058-272-1111（代）内線 4042～4048

FAX：058-272-8380

メール：[yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp](mailto:yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp)

【集中的検査】キット提供希望兼受取書

施設・事業種別			
施設・事業所名			
所在地			
電話番号			
担当者	役職		氏名
運営主体			
感染（疑い）発生について 県（岐阜地域福祉事務所、 県事務所）への報告日	月	日	内容 職員陽性 人 利用者陽性 人
検査キット提供希望	当初 追加	月	日 個
残数（追加希望の場合）		月	日現在 個
参考 R4.4.1職員数	人		
備考			

- ※ 将来的な検査のためでなく、直ちに検査を行うためのキットとして提供を希望します。
- ※ 提供された検査キットは他に譲渡することなく、自施設・事業所のみで使用します。
- ※ 自己採取できない方の検査は、医療従事者に実施していただきます。
- ※ 検査キットを使用した際は、「【集中的検査】キット使用実績（毎週報告）」にとりまとめ、翌月曜日までに報告します。

以上の内容を十分理解し、抗原定性検査キットを受領しました。

受領日 令和 年 月 日

担当者氏名

【集中的検査】キット使用実績（毎週報告）

施設・事業種別			
施設・事業所名			
所在地			
電話番号			
担当者	役職		氏名
運営主体			
検査キット受領日・個数	(当初)	月	日
	(追加)	月	日
	(追加)	月	日
検査実施期間（使用日）	月 日（土） ～ 月 日（金）		
抗原簡易キット使用数	職員		利用者
うち、陽性判定数	職員		利用者
上記（キットで陽性判定になった者）のうち、医療機関等を受診し陽性の確定診断を受けた者の数	職員		利用者

※毎週、（土）～（金）までの使用実績を、翌月曜日までにメールで提出願います。

使用実績が0の週については報告不要です。

使用実績の報告をいただいていない場合、追加提供ができません。

提出先：〇〇県事務所福祉課      メール：